

## 相次ぐ大規模災害を乗り越えるための防災・減災対策について

平成30年7月豪雨災害では、河川の氾濫や土砂災害等が広域・同時多発的に発生し、200人を超える多くの尊い人命が失われた。被災地では、多くの建物をはじめ、道路、河川、上下水道、ため池、鉄道、さらに農林水産業や商工業等にまで広範に被害が生じ、住民生活や経済活動に多大な影響を及ぼし、復旧・復興に向けては豪雨災害として過去に類を見ないほどの費用や時間が必要になると見込まれている。

こうした中、今年台風第15号、第19号が立て続けに東日本を襲い、甚大な被害が極めて広い範囲で発生し、亡くなられた犠牲者の方々に心からの哀悼の意を表するとともに、全ての被災者の皆さまにお見舞いを申し上げます。

中国地方としても、被災者の皆さまの苦しみをともに分かち合い、そして復旧・復興に向けた強い思いを被災地と共有し、7月豪雨で培った知見を惜しみなく提供するとともに、応援職員を派遣するなど、被災地に対し、できる限りの支援を行う所存である。加えて、この度の台風被害を目の当たりにし、治水対策、土砂災害対策などハード対策に加えて、避難情報の伝達などソフト対策もまだまだ道半ばであることを、改めて強い危機感を覚えるものである。

近年、全国各地で大規模な災害が相次いでおり、これまでの自然災害に対する常識を大きく転換し、来るべき災害に万全の備えを講じていかななくてはならない。7月豪雨災害を経験した中国地方としても、災害からの早期の復旧・復興や、今後想定される災害においても十分に機能する計画的なハード整備に加え、地域防災力の向上に係るソフト対策など、幅広い対策を推進する必要があることから、次の項目について、一層の取組を強く要望する。

### I 相次ぐ大規模災害を乗り越えるための防災・減災対策にかかる要望事項

#### 1 被災者に対する支援制度の拡充

- (1) 近年、一部損壊被害が大部分を占める自然災害が増加していることに加え、今年発生した台風第15号による住宅被害状況などから、災害救助法による応急修理の支援対象が一部損壊まで拡大する見込みである。こうした検討も進め、被災者生活再建支援制度も含めて、支援対象世帯を拡大するとともに、同じ災害で被災しても適用地域と非適用地域が生じる不均衡を解消すること。

- (2) 被災者一人ひとりに寄り添った包括的な支援を中長期的に実施する「地域支え合いセンター」や「こころのケアチーム」などの「平成30年7月豪雨生活・生業再建支援パッケージ」で措置された被災者への総合的な支援については、現行の補助率を維持した上で、複数年にわたり継続的に実施すること。
- (3) 被災した児童生徒の心身の手厚いケアや児童生徒のおかれた環境の改善、また学習支援等のため、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの配置拡充や学習サポート等を行う教育活動支援員等の配置、心理検査の実施について、補助率のかさ上げ等財政支援を拡充すること。
- また、被災により就学困難となった児童生徒が安心して学校に通えるよう、学用品費等の支給や奨学金の貸与、通学手段の変更を余儀なくされた生徒に対する通学費の補助、学校法人等による授業料等の軽減などに対し、より一層の財政措置を講じること。
- (4) 学校など避難所としての役割を担う施設については、バリアフリー化などの機能整備に加え、クーラーの設置やトイレの洋式化などの環境整備のための財政支援をより一層拡充すること。
- (5) 応急仮設住宅の供与期間については、原則2年間とされているが、応急仮設住宅等に入居している被災者の多くは、復旧事業や災害公営住宅建設の進捗状況など、現在でも生活再建に様々な課題を抱えているため、やむを得ない理由により、供与期間中の自立再建が困難な世帯については、供与期間を延長するとともに、必要となる財源を確保すること。

## 2 大規模災害からの復旧・復興に向けた地方財源等の確保

- (1) 激甚災害制度による特別の財政支援について、より被災自治体の実情に即した制度とするため、標準税収入額に対する自治体負担額の下限基準を緩和し、当該緩和部分についても、被害規模に応じて段階的に補助率をかさ上げするなど、標準税収入額や被害規模の僅かな差で被災自治体への財政助成に大きな差が生じないようにすること。

また、局地激甚災害制度についても、公共土木施設等における標準  
税収入額50億円を超える自治体の指定基準及び農地等における災害  
復旧事業に要する経費の下限基準を見直すこと。

- (2) 大規模災害時の倒木や漂流物等の除去、施設修繕などの応急対応に  
ついて、二次災害の防止や今後の台風等からの防災・減災等に資する  
ことから、国庫補助事業である災害復旧事業の対象とすること。
- (3) 本格的な復旧・復興には多くの時間と経費が必要と見込まれること  
から、国庫補助の手厚い配分や補助率のかさ上げ、特別交付税の特例  
的な増額配分など、国において中長期的な財政支援を行うとともに、  
災害復旧事業及び災害関連予算の確保を行うこと。

### 3 住民の主体的な避難を促す取組の推進

- (1) 住民に災害から命を守るための主体的な行動を促すため、土砂災害  
警戒区域や浸水想定区域等の指定後においても、実際の住民の危険回  
避行動につながる取組を国として強化するほか、地方自治体の取組へ  
の新たな支援制度を創設し、継続的な支援を行うこと。  
「住民が取るべき行動」と「行動を住民に促す情報」を関連付ける  
警戒レベルの導入について、住民が理解できるようわかりやすく伝え、  
さらには住民の行動にしっかりとつながるよう、国においてもあらゆる  
広報手段を活用して周知するなど取組を徹底すること。
- (2) 住民の主体的な避難を促すため、市町村が負担している指定緊急避  
難場所・指定避難所の開設や運営費用について、継続的な財政支援制  
度を創設すること。
- (3) 災害リスク情報を住宅購入者等に周知するため、市町村が作成した  
ハザードマップを宅地建物取引業法における重要事項として位置付け、  
取引時の説明を義務づけられるよう法令の改正を行うこと。

## 4 総合的な治水・土砂災害対策の推進

- (1) 平成30年7月豪雨災害では多くの箇所では越水や堤防の決壊が発生するとともに、土砂・流木の流出による被害が発生していることを踏まえ、中小河川における治水安全度の再検証を行い、堤防の整備、河道掘削などの治水対策と、砂防えん堤や急傾斜地崩壊防止施設の整備などの土砂災害対策を迅速かつ強力で推進するとともに、ダム放流時も含めた安全対策を講じ、これらに必要な財政措置を講じること。
- (2) 近年の多発する豪雨によって、甚大な土砂災害、山地災害を被った箇所では、地盤の緩み等により、より少ない降雨で土砂災害が発生する懸念があることから、災害復旧事業による原形復旧のみにとどまらず、早期に災害の再発防止措置を講じる必要があるため、被災地で現在進めている砂防・治山事業などの土砂災害対策が早期に完了し、安全性が向上するよう特段の配慮をすること。

## 5 道路・港湾・空港・上下水道施設等の防災対策の推進

大規模災害時の被災者支援や復旧資材の輸送を迅速かつ確実にを行うために必要不可欠な道路、港湾、空港等の交通インフラや、住民生活や社会経済活動に重要なライフラインである上下水道施設について、耐震化や土砂災害等防止対策、被災後の早期復旧を推進する地方の取組を支援すること。

## 6 災害に対するライフライン対策の強化

今年発生した台風第15号や第19号により、被災地では広範囲で長期に亘る大規模停電や通信障害が発生したほか、断水や交通機関の不通などライフラインが深刻な被害を受け、住民生活や地域社会、さらには地域経済に甚大な影響を及ぼすこととなった。

今回の被災状況を踏まえ、電力事業者等のライフライン関係事業者と行政が速やかに連携し、災害復旧できるよう、国として総合的な支援をすること。特に、電力事業者及び通信事業者に対して、災害に強い施設・設備の整備や適切な情報発信に向けた体制強化を働きかけるとともに、施設・設備基準を点検し必要な見直しを行うなど、平常時から万全な対

策を講じること。

## 7 産業復興に向けた支援

「平成30年7月豪雨生活・生業再建支援パッケージ」で措置された中小小規模事業者の支援等（グループ補助金）、農林漁業者の支援（被災農業者向け経営体育成支援事業等）などについて、復旧が完了するまで継続的に実施すること。

## 8 災害応急体制への支援

- (1) 近年の気候変動に伴う自然災害の増加の実態を踏まえ、今後起こりうる災害への対処能力を高め、災害警備活動を強化するため、必要な装備資機材の整備充実を図ること。
- (2) 消防防災ヘリコプターの運航体制を強化し、2人操縦体制による安全運航が求められているが、操縦士が不足しており確保が困難な状況であるため、国においても航空業界等に対して積極的に操縦士の増員を働き掛けるなど、技量・経験のある操縦士の育成・確保の対策を講じるとともに、地方自治体において2人操縦体制を構築するための財政支援を行うこと。

## 9 大規模災害時における広域支援・受援体制の確立

「被災市区町村応援職員確保システム」に係る対口支援や災害マネジメント総括支援員の派遣等について、平成30年7月豪雨災害における運用実績を踏まえ、広域応援・受援体制の更なる充実を図ること。

また、災害復旧事業や被災者への福祉・保健分野でのきめ細やかな支援を行うためには、土木技師、農林技師、保健師等の専門職員が、今後とも相当数必要と見込まれることから、全国知事会、全国市長会、全国町村会と連携し、被災県及び被災市町村が必要とする専門職員を中長期的に派遣するために必要な措置を講じること。

さらに、応援職員については、災害対策基本法により、その費用は原則被災団体の負担となっていることから、被災団体への特別交付税措置

を行うなど、職員派遣や受入などに要した経費について、応援・受援団体双方に負担が生じないよう必要な措置を講じること。

## II 防災・減災対策に係る共通要望事項

### 1 災害に強い国土づくりに向けた防災・減災対策の推進

(1) あらゆる災害の未然防止と発災後の迅速な対応のため、治水及び高潮・津波対策、液状化対策、ため池対策、流木対策や土砂災害対策等の必要なハード整備に対し、防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策事業及び緊急自然災害防止対策事業が創設されたが、地方が取り組む緊急対策について、必要な予算を確保すること。

また、3か年対策後も必要な財源を安定的に確保し、これまで以上に強靱な国土づくりを強力かつ継続的に進めるとともに、有利な地方債制度である緊急自然災害防止対策事業債を継続するなど、必要な財政措置を講じること。

(2) ため池の被災に起因する下流への被害発生防止と住民による迅速な避難行動を促すため、「農業用ため池の管理及び保全に関する法律」に基づく対策が着実に推進できるよう、必要な財政的支援を継続的、安定的に確保すること。

また、国の新たな基準に基づく再選定により、大幅に増加した防災重点ため池に対する地方が行う防災・減災対策の取組に必要な予算を確保するとともに、ハザードマップ作成などに対する定額助成を継続すること。

(3) 災害応急対策の拠点となる庁舎や避難所となる学校などの施設、不特定多数の者が利用する大規模施設、また、住宅や社会福祉施設等について、建築物等の耐震化のための財政支援をより一層拡充すること。

特に、住宅の耐震化は、様々な地震対策の前提条件となるいわば“入口”に位置付けられる最重要施策であることから、防災・安全交付金の重点配分対象事業とするなど、確実な財源措置等を行うこと。

また、住民の信頼を損なう免震・制振用ダンパー不適合について、不適合製品の交換が速やかに実施されるように、責任をもって対応すること。

(4) 豪雪時を含む大規模災害時における緊急輸送道路やネットワークの代替性を確保し、強靱な道路ネットワークを構築するため、山陰道をはじめとした高速道路のミッシングリンクの解消や暫定2車線区間の4車線化の早期実現、また、地域高規格道路の整備促進を図るとともに、それらを補完する国・県道の整備促進のために必要な予算を確保すること。

併せて、豪雪時の大規模な車両の滞留や除雪作業による長時間の通行止めの発生を回避するため、国及び各県が連携した除雪体制の構築や情報共有の推進などソフト対策の強化を図ること。

また、平成30年3月の道路法改正により創設された「重要物流道路等」については、本年4月に一次指定が行われたところであるが、今後の指定に当たっても、地域の意見を十分に反映するとともに、指定された路線の整備が進むよう、補助制度の拡充・予算の重点配分等による財政支援を行うこと。

(5) 豪雪時における長時間にわたる公共交通機関の運休・欠航は、住民生活に多大な影響をもたらすことから、豪雪時に公共交通車両の円滑な移動等に対応するための施設・設備の整備や、列車が立ち往生した際に乗客に配布するための緊急物品の備蓄等について支援すること。

(6) 防災・減災対策を着実に推進するため、緊急防災・減災事業債の恒久化、対象事業の更なる拡大及び要件緩和など起債制度の拡充を含め、確実な財源措置等を行うこと。

(7) 南海トラフ地震などの甚大な被害想定を踏まえて、全国的に災害派遣医療チーム(DMAT)、災害派遣精神医療チーム(DPAT)のチーム数を増やし、災害急性期に被災地外から大量かつ切れ目なく投入できる体制を構築するとともに、医療モジュールと運営人材を迅速に配置する体制を早急に整備するなど、被災地外からの人的・物的支援体制を国を挙げて強化すること。

また、災害時健康危機管理支援チーム(DHEAT)について、全国的な整備促進や応援・受援調整の体制を構築するため、公衆衛生人材の育成を継続するとともに、DHEATの養成、編成及び運用について、補助対象経費の拡大等も含め必要な措置を講じること。

- (8) 医療機関の耐震化や高台移転、資機材の整備、救護活動にあたることのできる人材の育成・確保、BCP(事業継続計画)や避難確保計画等の整備促進など、災害時の医療救護体制を充実させる取組に対する財政的支援や技術的支援を一層充実・強化すること。
- (9) 国の「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策事業」に位置付けられた災害拠点病院のライフライン設備(非常用自家発電設備、受水槽、給水設備、燃料タンク)整備に対する国庫補助制度について、各病院の設備強化が円滑かつ早期に進むよう補助率の嵩上げ等も含め必要な措置を講じること。
- 特に、膨大な容量が必要となる受水槽については、新たな土地の取得や賃借に係る費用に特段の財政措置を講じること。

## 2 気象・火山・地震の監視・予測システムの強化

- (1) 局地豪雨や竜巻などによる突発的な自然災害を早期に予測し、情報を提供するシステムを早期に開発するとともに、雨量情報を高精度でリアルタイムに提供するなど、集中豪雨観測の強化を進めること。
- また、夜間・早朝に避難することを避けるため、明るいうちに避難準備・高齢者等避難開始や避難勧告の発令の判断ができるよう、12～24時間先の降水予測(メッシュ情報)の精度を高めること。
- (2) 火山災害から人命を守るため、監視・観測体制の充実・強化や予知に関する技術開発を進めること。
- (3) 地震に係る防災・減災対策を加速するため、活断層(未確認断層を含む)の実態など、これまでに十分な知見が得られていない地域の地震等に関する調査研究を推進し、調査結果を早期に公表するとともに、内陸直下型地震の対策強化を図ること。

## 3 社会資本の適正な維持管理の推進

国民の貴重な財産である社会資本を次世代に確実に引き継ぐため、既存施設の維持管理・修繕・更新を適切かつ確実に進めることができるよ

う、点検等に係る起債制度の拡充、補助及び交付金制度の要件緩和や国費率の嵩上げなど、地方等への財政支援の拡充により社会資本の適正な維持管理を推進・強化する地方の取組を支援するとともに、確実な財源確保を行い、その配分に当たっては、地方の要望を十分反映し地方の実情に即したものとすること。

また、維持管理・修繕・更新に関する技術開発の推進や技術者の育成など、社会インフラの老朽化対策を着実に推進すること。

さらに、道路の落石事故防止等の安全確保対策に積極的な支援を行うこと。

併せて、下水道については、国の財政制度等審議会において、下水道事業に対する国の財政支援は、未普及対策と雨水対策に重点化していくべきと提言されているが、極めて公共性が高い役割を担っていること等を踏まえ、引き続き、老朽化対策への国庫補助制度による適切な財政支援を行うこと。

#### 4 企業の防災・減災対策の推進

企業の防災・減災対策に対する優遇税制の整備や中小企業に対するBCPの必要性についての意識啓発、策定・見直しへの支援を行うこと。

#### 5 大規模災害時における被災地の支援方策の確立

(1) 大規模災害時における被災地の支援については、国・自治体・民間事業者等の基本的な役割分担に基づき、連携して迅速かつ的確に実施することができるよう、国において制度を検討・創設すること。特に、被災者一人ひとりに寄り添い、個々の事情に応じた生活復興プランを地域のNPO法人や専門家（弁護士、建築士、ファイナンシャルプランナー等）等と協力して策定し、専門家等によるチームで支援を行う「災害ケースマネジメント」が、被災者の生活復興に大きな効果があることから、この支援について国において制度化すること。

(2) 災害対応に習熟している職員は自治体においてごく少数であり、人員不足等に起因する災害発生時の初動の混乱を最小限とするため、総合防災システム、被災者台帳システム等の防災関係システムを統一化

することが非常に有効であることから、国が主導して全国統一のシステムを導入すること。

## 6 原子力防災対策の強化

- (1) 「原子力災害対策指針」等を踏まえた、県、市町村が行う地域防災計画（原子力災害対策編）の改定や福島での事故を踏まえた防災対策の充実について関係する省庁が連携する体制を強化の上、国が前面に立って調整し、財政支援を含め必要な支援・協力を行うこと。
- (2) 万が一行政機能を移転せざるを得ない場合の移転先における必要な資機材整備などについて財政支援を行うこと。
- (3) 地方自治体の原子力安全・防災対策に従事する職員の人件費など必要な経費について財政措置を講じること。

令和元年10月21日

### 中国地方知事会

鳥取県知事	平井伸治
島根県知事	丸山達也
岡山県知事	伊原木隆太
広島県知事	湯崎英彦
山口県知事	村岡嗣政

## 「地方創生・人口減少克服」に向けて ～地方が自ら輝き続けるために～

我が国では、本格的な人口減少社会に突入し、過度な東京一極集中の傾向も依然として続いているが、地方においては、出生数の減少に加え、若年層を中心とする人口流出によって、人口減少が急速に進行している。今後、そのスピードがさらに加速することから、一刻も早く人口減少に歯止めをかけ、将来にわたって活力ある地域社会を構築していくことが、喫緊の課題となっている。

地方が合わさったものが国であり、地方創生なくして日本の成長はない。地方の持つ様々な特徴・強みと、東京圏に集中している多様な人材や資源を交ざらせ、各地方が多様な姿で発展し、その多様性の中から新たな価値が生まれ、地域と人々が輝き続けることが重要である。

地方では、地域が直面している課題に対し、創意工夫しながら主体的・自立的に魅力ある地域づくりの取組を推進するとともに、国においては、日本全体の構造的な課題である過度な「東京一極集中の是正」に自ら率先して取り組むなど、国と地方が両輪となって進めていくことが不可欠である。

加えて、日本で受け入れる外国人が活躍できるよう、「就労環境」と「生活環境」の両面から受入環境を整備し、中国地方の産業の発展と多文化共生社会への理解につなげていくことが必要である。

中国地方知事会は、国家的課題である「地方創生・人口減少克服」に向けて、引き続き、国と一丸となって全力で取組を進める決意である。

国においても、特に次の事項について直ちに断行するよう強く求める。

### 1 過度な東京一極集中を是正するために

「東京一極集中の是正」という日本全体の構造的な課題解決に向けて、地方への新しいひとの流れをつくるとともに、人口流出の抑制に取り組む必要がある。

過度な東京一極集中は、単に地方の人口減少の問題というだけではなく、東京を中心とした経済成長の限界を生じさせるとともに、日本が持続的に発展していくために必要な「新たな価値の創造（イノベーション）」を阻害しており、日本全体の社会経済が、活力と競争力を維持していくためにも、必ず是正しなければならない問題である。

このような中、現行のまち・ひと・しごと創生総合戦略に掲げる

「2020年時点で東京圏から地方への転出・転入を均衡させる」との基本目標は、2013年時点の転入超過96,524人から更に悪化し、2018年時点で135,600人となり、目標達成は極めて厳しい状況となっている。

このため、国においては、「まち・ひと・しごと創生基本方針2019」において、第2期「総合戦略」に向けた基本的な考え方として「東京圏から地方への転出・転入均衡に向け、あらゆる施策を総動員していく」としていることから、第2期総合戦略においては、これまで以上に大胆な施策を盛り込み、企業・大学・研究機関・政府関係機関等の更なる地方移転・分散の推進や移住・定住の加速化、「関係人口」の創出・拡大など、地方への新しい人の流れを生み出す取組を強化すること。

### (1) 大学の「東京一極集中」の是正の実現

大学への進学や就職をきっかけとした若者の人口流出に歯止めをかけるため、

- ・ 地方大学の振興や若者の雇用創出につながる地方の取組に対する支援を充実すること。
- ・ 大都市に集中している大学・研究施設の地方移転を重点的に進めること。

### (2) 企業の地方分散

企業の東京圏への転入超過は続いており、国は自ら率先してその要因分析を行い、東京圏から地方への企業移転に関するより具体的で明確なKPIを設定し、

- ・ 集中移転期間を設定の上、東京圏から地方へ本社機能を移転した企業に対する国独自の移転促進交付金制度を創設すること。
- ・ 地方への本社機能移転をより一層促進するため、地方拠点強化税制のさらなる拡充を図るとともに、大都市と地方の法人税に差を設けるなど思い切った税制措置を講じること。
- ・ 東京圏から地方へ移転する企業の不動産譲渡益及び企業立地補助金の益金不算入制度を創設すること。
- ・ そのほか、地方移転のインセンティブが働くよう、大胆かつ積極的な取組を立案し、進めること。

### (3) 国家戦略としての政府関係機関の地方分散

地方移転を見送る省庁もある中、新たな移転対象機関の検討を進める

など、取組を一過性のものとすることなく、国家戦略として、具体的なKPIを設定した上で、

- ・自ら移転可能な機関を示すなど、国が主体的に取り組むとともに、移転に伴う用地の確保、施設の整備など、移転に要する経費については、国において負担することを原則とすること。
- ・共同研究の実施など、移転機関と地元の大学や企業等が連携した取組を推進することができるよう、国の機関としての機能拡充を図ること。
- ・中央省庁のサテライトオフィス設置については、「まち・ひと・しごと創生基本方針2019」においても「ICTを活用したサテライトオフィスの取組を進め、中央省庁の職員の地方での勤務を促進する方策を検討する」とされていることをふまえ、単なる試行や地方創生に向けたアウトリーチ支援に止めず、東京一極集中の是正に向けた具体の取組につなげること。
- ・ICTを活用したテレビ会議やテレワーク等、サテライトオフィス設置の取組は、中央省庁のほか独立行政法人も含めて行い、移転の可能性を広く検証すること。

#### (4) 「地方」への移住・定住

過度な東京一極集中の是正を図り、地方への移住・定住を進めるため、

- ・東京圏から地方への具体的な移住促進計画等を国が自ら率先して策定し、着実に実行するよう取り組むこと。
- ・全市町村への移住相談のワンストップ窓口となる定住支援員の配置や、地域での生活を体験するための短期滞在型住宅の提供など、地方が独自に取り組む施策に対して、新たな交付金の創設など支援措置を講じること。
- ・大企業を含めた各地方の求人情報を一括して全国の求職者に提供する全国統一基準のマッチングサイトを、各地方の自由度の高い実効性のある仕組みに改めるとともに、それに合わせて移住者の経済的負担を軽減するための支援を行うこと。
- ・地方で暮らすことに対する若者の意識改革に向け、高校生の地方留学制度の創設など、若者が地方生活を体験する取組を進めること。
- ・マスメディア等の活用により、地方志向へと価値観を大転換するような気運醸成を積極的に進めること。

#### (5) 「関係人口」の創出・拡大

- ・特定の地域に継続的に多様な形で関わる「関係人口」の創出・拡大を

進め、地域の課題解決や将来的な地方移住に向けた裾野を拓げるため、都市住民等と地域のニーズをマッチングするシステムを国において構築するとともに、地域と人材をつなぐ情報発信の拠点となる「関係案内所」、コーディネーターとなる「関係案内人」の設置などの環境整備等について、総合的な支援策を講じること。

- ・ 副業・兼業により地域貢献等を望む都市部人材の地方への還流を拡大するため、都市部人材と地方企業とのマッチングの強化や受け入れ企業等の機運醸成、出し手側企業へのインセンティブ付与など、効果的な仕組みづくりを進めるとともに、副業・兼業人材の労働時間・健康管理等の制度整備にも努めること。

## 2 地方創生の取組を推進するために

イノベーションを通じて競争力を高め、強い地域経済をつくるためには、変化に富んだ自然環境が育む多様な農林水産資源、世界に認められた豊富な観光資源などを生かして、産業振興と雇用創出、交流人口の拡大など、地域の実情に応じた施策を展開していく必要がある。

また、地域住民一人ひとりが地域に愛着と誇りを持ち、国内外から魅力ある地域として選ばれるためには、住みやすく個性ある豊かな地域づくりが必要である。

さらに、2020年春の商用サービス開始が予定されている第5世代移動通信システム（5G）をはじめとする最先端のデジタル技術は、人口減少が進む中山間地域や離島等の条件不利地域においてこそ、様々な社会的課題の解決を図るために活用していく必要がある。

このため、国においては、地域経済の好循環の拡大と持続的な地域運営に向けて地域の実情を踏まえた次の支援策を講じること。

### (1) 5G等デジタル技術の利活用

- ・ 都市と地方の基盤整備に格差が生じないように、中山間地域や離島等の条件不利地域における5G基地局や光ファイバ網等の整備を優先的に進めること。
- ・ 遠隔医療・教育、スマート農林水産業、テレワーク・サテライトオフィス、自動運転など、5G等デジタル技術を活用した地域の活性化や課題解決に意欲的に取り組む地方に対する省庁横断的な総合的支援を構築するとともに、必要な財政措置を講ずること。
- ・ 都市と地方の人材格差が生じないように、5Gの利活用等に資するデジタル人材の地方への還流を促す仕組みや大都市のIT企業と地方の企

業・大学とのマッチングの仕組みを構築するとともに、地方が実施するデジタル人材育成の取組に対する支援を充実すること。

- ・ 5Gサービスの開始により急増することが想定されるIoT機器を狙ったサイバー攻撃等の脅威に対抗するため、セキュリティ対策の調査・研究を促進し、万全なサイバーセキュリティの確保に努めること。

## (2) 地域産業の競争力強化

- ・ 企業の成長を後押しする規制緩和や新技術・新製品の開発支援など、地域産業の競争力強化を促進する取組を一層充実すること。
- ・ AI・IoT等を活用した生産性向上、経営基盤強化に取り組む中小企業・小規模事業者への支援を充実すること。
- ・ 都市圏の大企業等のプロフェッショナル人材が、地方の中堅・中小企業の事業経営に参画する取組については、一定程度の期間、継続的に取り組むことが必要であり、引き続き必要な財源を確保すること。

## (3) 訪日外国人旅行者の受入促進

急増する訪日外国人旅行者を全国各地に誘導できるよう、

- ・ 「広域連携DMO」が、将来にわたり安定的かつ継続的な運営を行っていくことができるよう、現行制度に加え、地域再生エリアマネジメント負担金制度において、観光地経営の権限と財源を確保できるよう制度を改正すること。
- ・ 国際観光旅客税について、自由度の高い財源として「日本版DMO」を含む地方の観光振興施策に充当できるよう、その仕組みの検討を早期に進め、税収の一定割合を地方に配分すること。
- ・ 国は、日本政府観光局が情報発信を一元的に行い、地域は着地整備が主であるとの役割分担を示しているが、地域においても情報発信を通じた外国人観光客のニーズの把握が不可欠であること等から、地方の意見を踏まえ役割分担を見直すこと。
- ・ 東京2020オリンピック・パラリンピックなどの期間中も含め、低廉な陸・海・空の周遊フリーパスを創設すること。
- ・ 引き続き、税関・出入国管理・検疫（CIQ）など受入体制の整備・充実を図ること。

## (4) 地域の実態に応じた「小さな拠点」づくりの推進

中山間地域などの条件が厳しい地域では、買い物、医療、交通などの

生活機能・サービスの確保が喫緊の課題となっている。

そうした地域でも、安心して住み続けることができるよう、生活機能・サービスを集約した施設や地域活動の拠点となる施設の整備など、地域の実態に応じた小さな拠点形成の支援策を講じること。

#### (5) 中山間地域等の地域交通の維持・確保

近年、人口減による利用者減、ドライバー不足等によるバス事業者等の撤退、路線の縮小が顕著となってきていることから、住民の移動手段等を維持・確保し、いつまでも安心して住み続けられるよう、これまでのバスを中心とした支援制度だけではなく、タクシー、共助交通の活用や貨客混載による交通の維持等地域の実情・ニーズに応じた多様な対策に対して財政支援の拡充や必要となる制度見直し・規制緩和を図ること。

#### (6) 過疎地域自立促進特別措置法の失効に伴う新たな法律の制定

平成12年に施行された現行の「過疎地域自立促進特別措置法」は、平成22年と平成24年の法改正により法期限が令和2年度末まで延長されてきた。この間、国では、指定要件の緩和、過疎債のソフト事業への充当、ハード事業の対象拡大、ソフト事業の発行限度額の拡大、課税免除措置の拡充など、過疎地域の実情に沿った対策を実施されてきた。

過疎地域は、我が国の国土の過半を占め、豊かな自然や歴史・文化を有する地域であり、都市に対する食料・水・エネルギーの供給、国土・自然環境の保全など、重要な役割を担っている。

国全体が人口減少・高齢化社会に突入する中、過疎地域の重要性はますます高まっていることから、令和2年度末で失効する現行法に代わる、過疎地域の特性を活かす視点を取り入れた新法を制定し、引き続き総合的な対策を講じること。

#### (7) 地方創生関連予算の十分な確保及び地方創生推進交付金の自由度向上と規模拡大

地方が、その地域の実情に応じた息の長い地方創生の取組を継続的かつ主体的に進めていくため、

- ・「まち・ひと・しごと創生事業費」を拡充すること。なお、これに係る地方交付税の算定に当たっては、条件不利地域等では地方創生の目的達成に長期的な取組が必要であるという実情を的確に反映すること。
- ・地方創生推進交付金について、その規模を確保・拡大し、継続的なものとする。
- ・地方創生推進交付金の運用に当たっては、地方の代表が参画した「地

方創生推進交付金のあり方に関する検討会」の最終取りまとめの内容をはじめ、地方の意見等を十分に踏まえるとともに、地域の実情を踏まえた課題解決に向けた取組を地方が自主的に実施できるよう、国の審査要件や使途の制約等の緩和を行うとともに、手続を簡素化すること。

- ・地方創生推進交付金の配分に当たっては、地域経済への波及効果の高い取組を行う道府県に重点配分をすること。
- ・地方創生推進交付金に係る地方財政負担については、引き続き、「まち・ひと・しごと創生事業費」とは別に、地方財政措置を講じること。

## (8) 地方分権改革の推進

地方分権一括法の成立から20年を超えるこれまでの取組により、地方分権改革は着実に進展してきたが、未だ残された課題も多く、真の地方創生に向けて、地方が創意工夫しながら自らの発想で独自の施策が講じられるよう、

- ・憲法改正に向けた議論を行う場合には、地方分権改革の実現を見据えた議論を行うこと。
- ・制度的な課題として、「従うべき基準」が福祉分野を中心に依然として存在していることに加え、新たな法令の制定により補助金交付の前提となる計画策定など実質的な義務付け・枠付けが増加していることや、法令の過剰・過密により地方の自主的な判断が抑制されている状況などを踏まえ、「従うべき基準」の撤廃や法律と条例の効力の関係（立法における分権）など自治立法のあり方について、多様な論点から議論を行うこと。
- ・国の事務を、国家としての存立に関する役割などに限定した形で国と地方の役割分担を抜本的に見直し、権限の移譲や地方分権の推進基盤たる地方税財源の充実、税源の偏在是正をさらに推し進めること。
- ・国と地方が互いに協力して政策課題に対応していく観点から、協議の質を充実させるため、「国と地方の協議の場」に分野別の分科会を設置するなど、立法プロセスにおける地方の意見を反映する仕組みを構築すること。
- ・「提案募集方式」において、提案の対象外とされている、国が直接執行する事業の運用改善や税財源の移譲等に関する提案や過去と同内容の提案が複数の団体からあった場合も、その対象とするとともに、地方への権限移譲や規制緩和を行うことを原則として、地方に委ねることによる支障などの立証・説明責任を国も果たすこと。
- ・国から地方への権限移譲については、全国一律の移譲を基本としつつ、「ハローワーク特区」のように実証実験的な権限移譲を認めることと

し、例えば広域連合の活用など、「地方分権特区」の導入を大胆に推進すること。

- ・地方版ハローワークの地方設置推進を図るとともに、農用地域からの除外や農地転用に関する規制を緩和し、優良農地の確保と産業の振興の調和を図りつつ、地域の活性化やまちづくりを推進するなど、土地利用に関する地方の自由度を拡大するための仕組みを構築すること。

### 3 外国人材を受入・共生していくために

#### (1) 「特定技能」制度の円滑な運用と外国人材の活躍を促進する環境の整備

- ・制度の運用について、地域の実情を踏まえた柔軟な受入分野の追加とその手順の明確化、出入国在留管理庁における情報発信と相談対応の一元化や、大都市その他の特定地域への集中の防止策など、国の責任において実効性のある対策を実施すること。
- ・中小企業・小規模事業者においても、外国人材が能力と生産性を発揮できる環境が整備できるよう、企業に対する十分な情報提供や必要な支援措置を国において講じるとともに、地方公共団体が行う取組に対しても必要な財政措置を講じること。
- ・国と地方が連携して課題に対応できるよう、外国人材の受入実態や課題など、国やその関係団体が保有する情報を、地方公共団体と共有すること。

#### (2) 多文化共生社会を支える仕組みづくり

- ・外国人が安心して暮らせるよう、多言語総合相談ワンストップセンターや地域日本語教育の拡充など、必要な財政措置の確保・充実を図ること。
- ・多文化共生社会の実現のため、外国人住民への学校での日本語教育や災害時の多言語情報の提供など、国の責任において一定のサービスを提供できる仕組みづくりを進めること。

令和元年10月21日

中国地方知事会

鳥取県知事	平	井	伸	治
島根県知事	丸	山	達	也
岡山県知事	伊	原	木	隆
広島県知事	湯	崎	英	彦
山口県知事	村	岡	嗣	政

## 人づくり革命の推進について ～次世代を担う「ひと」をつくるために～

我が国の持続的な発展と競争力強化のためには、すべてのライフステージにわたって、住民の個性と能力が最大限に発揮され、一人ひとりが「輝く」地域社会を創造していかなくてはならない。その重要な鍵を握るのが「人づくり革命」、人材への投資である。

特に、乳幼児期は、生涯にわたる人格形成や小学校以降の教育の基盤を培う大変重要な時期であるため、教育・保育の質的向上と量的拡大が必要である。全ての子どもたちが夢と希望を持って成長していける社会を実現するためには、子どもの現在及び将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう支援策を一層強化・充実していく必要がある。

また、希望するすべての人に対し、出会い、結婚、妊娠・出産、子育てなど各ライフステージに応じた、切れ目のない支援策を充実・強化し、少子化の急速な進行に歯止めをかけながら、男女ともに働きやすく、多様な人材がその個性と能力を發揮できる環境づくりを進め、すべての人が仕事に生きがいを持ち、暮らしを楽しむことができる社会を創出していかなくてはならない。

加えて、グローバル化の進展や急速な技術革新に伴い、国際間・地域間の競争が激化している中、将来にわたって活力ある地域を築いていくためには、自らの力で未来を切り拓く人づくりを進めることが必要である。

このため、国においては、次世代を担う「ひと」づくり、少子化対策と困難な環境にある子どもへの支援策の抜本強化及び働き方改革の着実な推進に向けて、地方と連携して大胆かつ積極的に次の事項に取り組むよう強く要請する。

### 1 「人づくり革命」の推進

- ・地方における人材育成・確保に必要な施策を検討し、令和2年度予算において、必要な経費を地方財政計画に計上し、交付金を創設するなど、新たな財政措置も含め、あらゆる分野における「人づくり革命」の実現のために思い切った措置を講じること。
- ・すべての子どもが自分の持つ能力を最大限に伸ばせる社会づくりに向けて、経済的な「負担軽減」を進めることは重要である一方、教育・保育の無償化に当たっては、「質の向上」「量的拡大」と合わせて、最適な

投資バランスのもと推進すること。

- ・幼児教育・保育の無償化に係る財源については、国と地方の協議を踏まえ、令和元年度の地方負担分について臨時交付金を創設して対応されたところであり、令和2年度以降の地方負担については、地方財政計画の歳出に全額計上し、一般財源総額を増額確保することとしているが、一般財源総額の同水準ルールの外枠で歳出に全額計上し、必要な財源を確保すること。また、令和2年4月から実施される高等教育の無償化についても、同様に必要な財源を確保すること。
- ・自然保育には子どもの豊かな育ちに一定の効果があると考えられることから、自然体験を通じて子どもの「生き抜いていく力」を育むことを主眼とした地域の特性に応じた取組について、普及啓発や人材育成を進めるとともに、自然保育を行う幼稚園類似施設（いわゆる「森のようちえん」）のうち、幼児教育・保育の質が一定水準以上に確保されているとして、地方公共団体が独自に認定・認証をし、あるいは助成等の支援を行った場合には、その施設を利用する子どもについても、幼児教育・保育無償化の対象とすること。併せて、「森のようちえん」についても、国が指導監督基準を示すこと。

## 2 若者の結婚・妊娠・出産・子育ての希望がかなう社会づくりの推進

若者が、それぞれのライフプランを描き、希望を叶え、安心して結婚し、妊娠・出産、子育てができるよう、

- ・結婚や家庭の良さを前向きに考えてもらうためのキャンペーンの展開などにより、社会全体で応援する気運づくりを推進すること。
- ・特定不妊治療に係る所得制限の緩和や不育症治療費に対する助成の検討、医療保険適用拡大など不妊治療等支援を拡充すること。
- ・産科、新生児科等過重労働を強いられる診療分野での勤務環境改善への財政支援などにより、周産期医療体制を確保すること。
- ・妊娠期から子育て期までの切れ目のない総合的な支援を行う子育て世代包括支援センターの設置と機能充実を促進するために必要な財源を確保すること。
- ・三世代同居住宅の新築・増改築、改修への支援や増改築、改修に係る所得税の軽減措置などの三世代同居・近居を支援するための優遇策等のさらなる拡充を図ること。
- ・地域少子化対策重点推進交付金については、地方が地域の実情に応じて柔

軟に事業実施できるよう、より自由度の高いものとする。

### 3 保育サービスの充実と子育て家庭の経済的負担の軽減等

- 保育サービスの充実や子育て家庭の経済的負担の全般的な軽減に向けて、
- ・保育士や幼稚園教員の不足を解消するため、保育士等の抜本的な処遇改善や就労環境の向上等により離職防止と潜在保育士等の再参入を図ること。
  - ・潜在保育士を把握できるよう、関係法令の改正等により、保育士資格登録者の離職時における届出制度を創設すること。
  - ・放課後児童クラブにおける待機児童の解消及び利用料の無償化を図ること。
  - ・子どもの医療費の軽減など、国の責任において、大胆な経済的支援制度を創設すること。
  - ・子どもの医療費助成に係る国民健康保険の国庫負担金等の減額措置を全面的に廃止すること。

## 4 困難な環境にある子どもへの支援の充実

### (1) 子どもの貧困対策の強化

子どもの現在及び将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、

- ・家庭、学校に次ぐ第三の居場所となっている「子ども食堂」の取組について、財政面を含めた包括的な支援を行うこと。
- ・親の妊娠・出産期から、世帯や子どもの実態を早期に把握し、子どものライフステージに応じて切れ目なく支援を行うために必要な情報共有等の仕組み構築に対し、支援を実施すること。
- ・地域子供の未来応援交付金について、その規模を確保・拡大し、地域の実情に応じた運用の弾力化に向けた制度の見直しや事業の恒久化を図ること。
- ・児童扶養手当額の増額及び所得制限の引上げや、多子加算額の支給額逓減措置の撤廃などによるひとり親家庭への支援、母子父子寡婦福祉資金及び生活福祉資金の貸付限度額を引上げ等、母子父子寡婦福祉資金及び生活福祉資金の更なる充実を図ること。

## (2) 児童虐待防止対策の推進

児童相談所の児童虐待相談対応件数は増加の一途をたどり、重篤な児童虐待案件が後を絶たない深刻な状況にあることから、

- ・児童相談所の体制強化を図るため、専門的人材の育成や弁護士、医師及び保健師の配置に向けた支援や財政措置を講じるほか、児童虐待対応事案の支援となるAI開発等、先駆的な取組を推進すること。
- ・関係機関間の連携を強化するため、児童相談所と市町村の情報共有を効果的に行う全国共通情報連携システムの整備を図ること。

## (3) 「新しい社会的養育ビジョン」の理念に基づく家庭養育優先原則の実現

社会的養育を充実し、子どもの最善の利益を実現していくため、里親養育支援体制の整備、里親制度や養子縁組に関する普及啓発、フォスターリング機関の取組支援、児童養護施設等の小規模化・地域分散化、多機能化などに対応するための人材確保や施設整備に必要な財源の確保を図ること。

# 5 地方の教育の魅力向上・充実

## (1) 幼児教育

乳幼児期における語彙数や幼児期に身に付けた非認知的能力が、その後の学力や生活に大きな影響を与えるという研究成果等を踏まえ、

- ・乳幼児期の教育・保育の質を確保するため、教員・保育士等の資質や能力を向上させる研修機会の充実等に対する支援策を講じること。
- ・子どもとの関わり方についての助言など家庭教育への支援を充実すること。

## (2) 初等中等教育

初等中等教育において、誰もが、持っている能力を開花させ、社会的経済的環境にかかわらず、大学進学等に必要な学力を身に付けるためには、小学校から高等学校における教育の質を向上させる必要がある、

- ・少人数・習熟度別指導などの充実のための教職員定数を拡充すること。
- ・スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの配置拡充及び待遇改善のための十分な財源の確保や人材の養成及び確保に向けた取組の充実を図ること。
- ・生活困窮家庭やひとり親家庭の子どもに対する適切な学習支援など放課後等における学習の場の充実や地域と学校との連携・協働の強化を

図ること。

### (3) 高等教育

教育は「未来への先行投資」であり、意欲のある学生を支援し、我が国が将来にわたって持続的に成長していくための礎となる人材を育成するため、

- ・ 地方で充実した高等教育を受けられる環境を整備するとともに、COCプラス終了後における新たな補助事業の創設など地域産業の担い手となる人材の育成・確保に取り組む大学等への支援を拡充すること。
- ・ 教育・研究成果を地域に還元し、地域産業の活性化に資するよう、地域の「知の拠点」である地方大学への支援を充実させ、大学の質の向上を図ること。
- ・ 地域の多様な主体と連携し、課題解決に取り組む大学等に対する運営費交付金等の配分の充実や財政支援など、地方大学の運営基盤の強化を図ること。

## 6 進学希望をかなえるための支援の充実

すべての子どもたちが均等に教育を受ける機会を得るため、

- ・ 給付型奨学金や無利子奨学金の対象世帯を拡大するなど充実するとともに、返還に際しても、返還金の減額・免除や返還期限の猶予など制度を拡充すること。
- ・ 高校及び特別支援学校の専攻科又は別科に通う生徒を対象とした、新たな修学支援に係る制度を確実に実施すること。

## 7 地域の将来を担う人づくりへの支援

- ・ 生まれ育った地域に愛着をもち、自らの人生と地域や社会の未来を切り拓くために必要となる「生きる力」を身に付け、地域を支え、新しい価値を生み出す人材を育成し、地元定着や将来的なUターンの促進に資するため、コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）の仕組みを生かした取組に対する支援や財政措置を行うこと。また、地域の多様な関係機関と学校で構成する地域コンソーシアムの構築及び活動に対する支援や財政措置を行うこと。特に、コーディネーターの配置に係る制度を創設するなど、核となる人材が育成・確保できるよう措置すること。

- ・グローバル化や情報通信技術の発展に伴い、ひと・もの・金・情報やさまざまな文化・価値観が国境を越えて流動化する中、日本人としてのアイデンティティを持ち、豊かな語学力・コミュニケーション能力、チャレンジ精神や異文化を理解する精神を有し、さまざまな分野で主体的に活躍するとともに、地域の持続的発展に貢献する人づくりを推進するため、英語教育やICT教育の充実等の取組に対する財政支援の強化を行うこと。
- ・人生100年時代や「Society 5.0」の到来など、新しい時代を見据えた人づくりや地域の将来を担う人づくりを推進するため、新たな価値を創造する若者を育成する取組や、地域の歴史や文化、産業等への理解を深める取組など、地方が行う人づくりの取組に対する支援を行うこと。

## 8 子どもの安全確保対策の強化

- ・子どもが被害者となる事件の再発防止に向け、見守り体制の強化など防犯・安全対策に関する地方の取組に重点的な支援を行うこと。
- ・交通事故防止や防犯に配慮した通学路や未就学児が利用する園外活動ルートへの環境整備に対する支援措置の拡充やドライバーの法令遵守意識の向上を図ること。

## 9 働き方改革の推進、多様な人材が活躍できる社会環境の整備

誰もが仕事と暮らしを両立でき、安心して働き続けられる環境づくりに向けて、

- ・企業における短時間勤務・テレワーク等多様な働き方の導入や、仕事と育児・介護等の両立を促進するための社内環境の整備及び制度導入に対する支援を充実させること。
- ・男女がともに子育てしながら働き続けられる社会づくりを促進するため、イクボスの取組の推進や、男性の育児休業制度の拡充、育児休業の分割取得制度の導入などに取り組むとともに、育児休業・育児休業給付に係る手続きの改善など、抜本的な見直しを図ること。
- ・高齢社会が一層進展する中で、介護に直面する者を介護離職させないよう、介護休業の取得可能日数の拡大や取得回数制限の緩和など介護休業制度の拡充、休業期間中の社会保険料の免除などの支援策を拡充すること。
- ・非正規雇用の処遇改善に向けた取組支援、企業の主体的取組を進めるため

の専門人材の確保支援など、働き方改革に取り組みやすい環境を整備すること。

- 雇用環境が厳しい時期に就職活動を行い、希望する就職ができず不本意ながら不安定な仕事に就いていたり、無業の状態にあるなど課題に直面している就職氷河期世代については、政府において、「就職氷河期世代支援プログラム」が策定されたところであるが、国と地方が手を携え真に実効性のある施策とするため、国においても、就職氷河期世代の活躍を促進する仕組みづくりや気運の醸成、非正規雇用労働者や無就業者への支援、ひきこもりや生活困窮者への支援等に責任を持って取り組むこと。
- 人材確保が困難な中小企業においては、業界特有の取引慣行や下請けの取引条件等も相まって、働き方改革が進まない場合が多いことから、国において設置している働き方改革推進支援センターにおいても、取引のあり方の改善に向けた取組を一層強化すること。
- 税制面のインセンティブ等により、女性の活躍や男性の家事・育児・介護参画の促進に向けた企業の取組支援を充実させること。
- 地域の実情と企業ニーズに応じた働き方改革促進策を実施する際の財源について、自由度が高く、必要な施策に継続的に活用できる交付金の新設など財政支援を拡充すること。
- 長時間労働の是正など企業の働き方改革の取組が加速するよう、地域の実情や実態を踏まえた実効性のある対策を講じるとともに、十分な周知を行うこと。
- 地域経済を支えている中小企業・小規模事業者に対するIT利活用の促進をはじめとした生産性向上の支援施策の充実・強化を図ること。
- 働き方改革について国民理解の促進と国内の一層の気運醸成を図ること。

令和元年10月21日

中国地方知事会

鳥取県知事	平	井	伸	治
島根県知事	丸	山	達	也
岡山県知事	伊	原	木	隆
広島県知事	湯	崎	英	彦
山口県知事	村	岡	嗣	政

## 地方税財源の充実について

令和元年度の地方財政計画においては、地方税が増収となる中で、地方交付税総額は、東日本大震災関係分を別枠で整理した上で、前年度を0.2兆円上回る16.2兆円が、地方一般財源総額は、地方が人づくり革命の実現や地方創生の推進、防災・減災対策等に取り組みつつ、安定的に財政運営を行うことができるよう、前年度を0.6兆円上回る62.7兆円が確保された。

一方、臨時財政対策債については、国において可能な手段を最大限活用して発行抑制を図り、前年度に比べて0.7兆円減となったものの、今後も既往の臨時財政対策債の元利償還分が累積していくことが見込まれる中、地方財政制度の構造的な問題の解消に向けた抜本的な対策が講じられていない。また、地方の歳出の大半は、法令等により義務付けられた経費や、補助事業であり、これまで高齢化等の進展等に伴う社会保障関係費の増嵩分等については、国に先行した地方の懸命な歳出削減努力により吸収してきたのが実情である。

さらに、近年、地方全体として基金残高が増加していることをもって地方財政に余裕があるかのような議論や、地方自治体ごとに異なる状況を踏まえず地方の財源を圧縮すべきとするような議論があるが全く不適當である。また、国・地方を合わせた基礎的財政収支の黒字化につなげるため、地方財政についても国の取組と基調を合わせて歳出改革等に取り組むこととされており、今後地方歳出の抑制圧力が高まることが懸念される。

加えて、社会保障と税の一体改革については、全世代型社会保障の構築に向け、少子化対策や社会保障に対する安定的な財源を確保するため、また、社会保障の充実と財政健全化にも資するよう、今年1日、消費税・地方消費税率が8%から10%へと引き上げられた。消費税・地方消費税の引上げ分は、地方交付税原資分も含めるとその約3割が地方の社会保障財源であることから、地方が必要な住民サービスを十分かつ安定的に提供できるよう、地方財政に係るものについては、地方と十分に協議を行うことと併せて、今後とも社会保障施策に対する確実な地方財政措置を国に求めていく必要がある。

こうした状況の下で、地方公共団体においては、自らもさらなる歳出削減に努めながら、国と連携・協力し、地域の実情に即した産業振興、地域の活性化、雇用の確保、医療・介護・子育て支援の充実、教育振興等の地方創生、人口減少対策に全力を挙げて取り組んでいかなければならない。

については、地方創生に資する取組を地方が主体的かつ強力に推進するため

の国と地方を通じた税財政制度の確立に向けて、次の事項について強く要請する。

## 1 地方財政の充実強化

- (1) 地方創生・人口減少対策をはじめ、地域経済活性化・雇用対策や防災・減災対策など、地方の実情に沿ったきめ細かな施策を実施するためには、その基盤となる地方税財政の安定を図ることが必要である。地方の創生なくして日本の創成はないということを踏まえ、アベノミクスの効果を地域の隅々まで一層行きわたらせるためにも、地方単独事業を含めた社会保障関係費の増をはじめとする、地方の財政需要を地方財政計画に的確に反映し、安定的な財政運営に必要な地方一般財源総額を確保・充実すること。

近年、地方財政計画に計上される地方一般財源総額は増加しているものの、個別の団体ごとにみると、都市部の団体は地方財政計画と同様に一般財源が増加する一方で、財政力が弱い地方部の団体は一般財源が減少している現状がある。

特に、地方交付税については、地域間の財政力格差を是正するとともに、どの地域に住む住民にも一定の行政サービスを提供するために必要不可欠なものであり、「地方の固有財源」であることから、その総額を確保・充実するとともに、個々の団体レベルでの一般財源の確保・充実にも留意し、留保財源率のあり方検討も含め財源保障機能と財源調整機能の維持・充実を図ること。

さらに、トップランナー方式を含む地方の歳入歳出の効率化を議論する場合には、地方団体が効率的・効果的に行政運営を行うことは当然であるが、地方交付税はどの地域においても一定の行政サービスを提供するために標準的な経費を算定するものであるという本来のあり方を十分に踏まえた上で、歳出効率化を先行実施している団体のインセンティブ効果を削減しないよう、地方の行財政改革により生み出された財源は必ず地方に還元するとともに、地理的要因や人口規模等によりスケールメリットが働かない地域の実情に配慮した措置を行うこと。

- (2) 国においては、地方の財政調整基金などの残高の増加を取り上げて、地

方団体の基金残高の増加要因を分析し、国・地方を通じた財政資金の効率的な配分に向けて、地方財政計画への反映につなげていくべきとの議論があるが、地方における近年の財政調整基金の増加は、国を大きく上回る行財政改革や歳出抑制の努力を行う中で、災害や税収の変動、社会保障関係費の増嵩や地方で特に進行している人口減少等に備えた財政運営の年度間調整の取組の現れである。また、地方は国と異なり、金融・経済政策・税制等の広範な権限がなく、赤字地方債の発行も限定されていることから、不測の事態により生ずる財源不足については、基金の取崩し等により収支均衡を図るほかないことを十分踏まえるべきである。実際に、平成30年7月豪雨災害対応においては、多額の財政調整基金を取り崩さざるを得ず、基金残高が一瞬にして激減するとともに、引き続き最優先で取り組まなければならない被災者支援や復旧・復興事業に必要な財源の確保が大きな課題となっている。このように、大規模災害が起きた際の地域の実情も踏まえると、地方の基金残高の増加をもって地方財政に余裕があるかのような議論は妥当ではなく、断じて容認できないものであり、地方の安定的な財政運営に必要な地方一般財源総額を確実に確保すること。

- (3) 臨時財政対策債により財源不足を埋める措置が常態化する中、令和元年度は財源不足の縮小等により発行額が減少したものの、本来は地方交付税の法定率の引上げにより正すことが地方交付税法に規定されている。今後も既往の臨時財政対策債の元利償還分が累積していくことが見込まれ、構造的な問題の解決には至っていないことから、法定率の引上げによる地方交付税の増額を行い、地方の借金増大につながる臨時財政対策債による措置を解消すること。

加えて、国が後年度に地方交付税により財源措置するとした臨時財政対策債や補正予算債等の元利償還金の約束分については、他の基準財政需要額が圧縮されることのないよう、確実に別枠で積み上げること。

- (4) 地方が、その地域の実情に応じた地方創生の取組を継続的かつ主体的に進めていくため、令和元年度の地方財政計画にも計上された「まち・ひと・しごと創生事業費」を拡充すること。なお、これに係る地方交付税の算定に当たっては、条件不利地域等では地方創生の目的達成に長期的な取組が必要であることを的確に反映すること。

また、国全体の人口減少問題の解決には、合計特殊出生率が低い都市部

から出生率が高い地方部へ若年層を移すことが必要である。このため、地方部が地方創生の取組を十分に行えるように地方交付税を措置すること。

さらに、今後も、地方創生・人口減少克服に向けた地域の課題解決には、産官学金労言士の連携など、今年度新たに策定される第2期「総合戦略」を踏まえた総合的な取組を継続的に実施する必要があることから、令和元年度当初予算において1,000億円が措置された地方創生推進交付金については、こうした施策を確実に展開できるよう、拡充・継続を図ること。その運用に当たっては、地域の実情を踏まえた課題解決に向けた取組を地方が自主的に実施できるよう、国の審査要件や使途の制約等の緩和を行うほか、手続を簡素化した上で、地方団体ごとの申請事業数や対象経費の制約などを大胆に排除すること。さらに、施設整備事業についても、ソフト施策と一体となって産業振興や地域活性化等に十分な効果が見込まれる場合には要件を大幅に緩和するなど、より自由度の高い内容となるよう、一層の制度拡充を図ること。

加えて、地方創生推進交付金に係る地方財政負担については、引き続き、「まち・ひと・しごと創生事業費」とは別に、地方財政措置を講じること。

- (5) 近年の地方財政計画における歳出は、歳出特別枠を含めてもピーク時に比べて減少してきている。その中で、人口減少や少子化への対応、また高齢化に伴う社会保障関係費の自然増や地域経済活性化・雇用対策に係る歳出は、地方の給与関係費や投資的経費の削減、歳出特別枠により実質的に確保してきたと言える。

特に、景気回復局面においても都市部に比べ税収の伸びが期待できない地方部において、責任をもって地域経済活性化等の取組を実施できるようにするため、都道府県分の地方交付税の算定に当たっては、これまで歳出特別枠（地域経済・雇用対策費）が担ってきた、財政力の弱い地方における地域経済活性化の取組を下支えする機能を引き続き確保すること。

- (6) 消費税・地方消費税の10%への引上げ時に施行された法人住民税法人税割の交付税原資化による偏在是正措置及び特別法人事業税・譲与税の創設による新たな偏在是正措置により生じる財源については、地方の一般財源総額を増額確保するため、その全額を地方財政計画に歳出として新たに計上するとともに、産業活性化や地方創生等に必要な財源として地方部に重点的に配分し、是正効果が実感できるものとするなど、実効

性のある偏在是正措置とすること。

- (7) 地方自治体における行政需要の多様化等に対応し、公務の能率的かつ適正な運営を確保するため、一般職の非常勤職員の任用等に関する制度を明確化し、一般職の非常勤職員である「会計年度任用職員」に関する規定が設けられ、令和2年4月1日に施行されることとなったが、国においては制度の適正かつ円滑な導入に向け、地方自治体において必要となる規定の整備などに関し、さらに支援するとともに、期末手当の支給など制度改革に伴う適正な勤務条件の確保に必要となる地方自治体の財政需要の増加について、地方財政計画の歳出に確実に計上すること。

## 2 地方税制の抜本改革の推進

- (1) 法人事業税の外形標準課税の適用対象法人のあり方等について検討を行う際は、地域経済や雇用への影響を踏まえて、中小法人への適用について慎重に検討すること。

また、法人事業税の分割基準については、前回の見直し(平成17年度)から10年以上経過しており、より実態にあったものに見直すこと。特に、工場のロボット化・IT化の進展、持株会社・地域子会社化やフランチャイズ制の拡大等を踏まえ、社会経済情勢の変化に応じた企業の事業活動と行政サービスとの受益関係を的確に反映させ、税源の帰属の適正化を図るという観点から、見直しを行うこと。

- (2) 法人事業税における収入金額課税制度については、平成31年度与党税制改正大綱において、「課税の枠組みに、付加価値額及び資本金等の額による外形標準課税を組み入れていくことについて、引き続き検討する」ととされているが、収入金額課税は、受益に応じた負担を求める課税方式として、長年にわたり外形課税として定着し、地方税収の安定化にも大きく貢献していることから、現行制度を堅持すること。

- (3) ゴルフ場利用税については、アクセス道路の整備・維持管理、廃棄物処理、地滑り対策等の災害防止対策、消防・救急など、所在都道府県及び市町村が行う特有の行政需要に対応しており、その税収の3割はゴルフ場

所在の都道府県の貴重な財源となっているとともに、その7割は所在市町村に交付金として交付され、財源に乏しい中山間地域をはじめとする市町村の貴重な財源となっていること等を踏まえ、引き続き現行制度を堅持すること。

- (4) 税制の抜本的な見直しを行う際には、財政力の格差に配慮し、恒常的で十分な規模の財政調整の仕組みを盛り込むこと。

### 3 社会保障と税の一体改革

- (1) 今月1日の消費税・地方消費税の引上げに合わせて実施された幼児教育・保育の無償化に係る財源については、国と地方の協議を踏まえ、令和元年度の地方負担分について臨時交付金を創設して対応されたところであり、令和2年度以降の地方負担については、地方財政計画の歳出に全額計上し、一般財源総額を増額確保することとしているが、一般財源総額と同水準ルールの外枠で歳出に全額計上し、必要な財源を確保すること。また、令和2年4月から実施される高等教育の無償化についても、同様に必要な財源を確保すること。

- (2) 社会保障制度の総合的かつ集中的な改革については、医療保険制度の財政基盤の安定化、地域の実情に応じた医療・介護サービスの提供体制の構築、少子化対策の充実等を図り、国民が将来を託しうる持続可能な社会保障制度を確立すること。

- (3) 国民健康保険制度改革については、今後の着実な実施に向けて、国民健康保険制度の基盤強化に関する国と地方の協議（国保基盤強化協議会）における合意に基づく必要な財源を確保すること。また、都道府県において安定的に国民健康保険の財政運営ができるよう十分に検証し、必要に応じて措置を講じること。

さらに、将来に向けた国民健康保険制度の構築に当たっては、国庫負担金の負担率を引き上げるなど国が責任を持って今後の医療費の増嵩に耐える財政基盤の確立を図り、持続可能な制度の確立と国民の保険料負担の平準化に向けて、地方と協議しながら様々な財政支援の方策を講じ

ること。なお、子どもや障害者の医療費助成などの地方単独事業に係る国民健康保険の国庫負担金等の減額措置については、全面的に廃止すること。

(4) 地方消費税は、地域間の税収の偏在の少ない税であるものの、各団体の地方消費税収と社会保障給付の水準は一致しないことから、消費税・地方消費税率の8%から10%への引上げ分の地方消費税収について基準財政収入額へ全額算入するとともに、引上げ分の税収を充てることとされている社会保障制度の機能強化等に係る地方負担についても、その全額を基準財政需要額に算入すること。

(5) 平成26年4月の消費税・地方消費税率の8%への引上げ時には、増税に伴う駆け込み需要とその反動により個人消費の落ち込み等がみられたことから、消費税・地方消費税率の10%への引上げ後の現在の状況も見極め、引き続き万全な経済対策等を実施すること。

併せて、取引上不利な地位にある中小事業者において消費税・地方消費税の円滑かつ適正な転嫁に支障が生ずることのないよう、転嫁対策を実施するとともに、社会保険診療に係る消費税の取扱いについては、医療機関における仕入れ税額の負担に対する診療報酬での補てん状況を継続的に調査し、患者負担の増加や医療機関の経営実態等を考慮した上で、必要な対策を講じること。

(6) 消費税の軽減税率制度について、国民や中小事業者に混乱が生じないよう、引き続き対象品目の区分や区分経理の詳細等を十分に周知し、必要な支援を講じること。

また、令和5年導入予定の適格請求書等保存方式は全業種が対象であり、特にこれまで免税事業者であった者には影響が大きいいため、十分な周知と必要な支援を講じること。

令和元年10月21日

中国地方知事会

鳥取県知事	平	井	伸	治
島根県知事	丸	山	達	也
岡山県知事	伊	原	木	隆
広島県知事	湯	崎	英	彦
山口県知事	村	岡	嗣	政

## 地方創生を力強く進める前提としての基盤整備について

我が国が、少子化と人口減少を克服し、持続的な発展を遂げるためには、「人口急減・超高齢化」への流れを変えるための改革、とりわけ東京への一極集中傾向に歯止めをかけるとともに、子育て支援の強化・充実や女性の活躍促進などの総合的な政策推進が必要である。

また、地方において、「人口減少が地域経済の縮小を呼び、地域経済の縮小が人口減少を加速させる」という負のスパイラルに陥るリスクを回避するには、国の地方創生の動きに呼応して、観光による地域産業の振興や企業の地方移転を推進し、雇用の場を確保するなど、地方への新しいひとの流れをつくる必要がある。

このためには、歴史・文化や自然、温泉、食などの豊かな観光資源等、中国地方の多様な地域資源を有効に活用した観光交流人口の拡大や安心して暮らせる地域づくりなど、地方創生を進め生産性向上に資するためのインフラの整備と機能強化、その前提となる安全性の確保及び地域間ネットワークの構築が不可欠である。

加えて、平成30年7月豪雨等では、中国地方の多くのインフラが被害を受け、観光、企業活動、住民生活に多大な影響を与えたため、強靱化や更なる基盤整備の促進の必要性を痛感させられたところである。

については、地方創生を力強く進める前提となる基盤整備を推進するため、次の項目について、一層の取組を強く要望する。

### 1 高速道路ネットワークの早期整備

国の骨格を形成する高速道路は、経済社会の発展に不可欠な「地方創生の道」であり、現に、ここ数年の間に開通した高速道路の沿線では、企業進出や観光客数の増加、県境をまたいだ行政、経済界の連携など、新たな動きが生まれるなどの効果が現れている。

しかしながら、日本海国土軸の一部を構成する山陰道については、供用済区間が未だ半分程度に留まり、また、多くの未事業化区間があるなど、依然として高速道路ネットワークのミッシングリンクが多数存在している。このため、企業誘致や市場の拡大、観光の振興等、県境をまたいだ経済交流や連携を図る上でも大きなハンディキャップとなっている。また、平成30年7月豪雨においては、中国縦貫自動車道及び山陰道が、通行止めとなった山

陽自動車道を補完し、広域交通の機能を確保するなど、ネットワークの効果を発揮する役割を担ったところであるが、山陰道のミッシングリンク区間では、一般道の大渋滞が発生するなど交通の混乱が見られたことから、事前に高速道路のミッシングリンクが解消されていれば、より円滑な広域交通の確保が可能であったと考えられる。

については、国において、高速道路ネットワークのミッシングリンクの解消に向け、山陰道の事業中区間のより一層の整備促進と未事業化区間の早期事業化を図ること。

さらに、暫定2車線区間については、高速道路ネットワークが本来有すべき安全性や定時性の確保とともに大規模災害時など防災上の観点から、4車線化を早期に実施すること。特に、本年9月に公表された「高速道路における安全・安心基本計画」において「優先整備区間」とされた岡山米子線、山陰道、広島浜田線などの暫定2車線区間については、財源を確保した上で、早期に事業化すること。

また、現在整備中の付加車線の早期完成を図るとともに、本年3月、防災・減災対策として4車線化等が実施されることとなった広島呉道路及び岡山米子線などの区間についても早期整備を図ること。

なお、4車線化等が行われるまでの当面の対策として、ワイヤロープによる上下線の分離等の安全対策を早期に講ずること。

## 2 高速道路の利用促進

鉄道や航空路線などの高速交通網の整備の遅れている地域にとっては、既存の高速道路の利活用は都市とのネットワーク化に与える影響も大きい。ため、国際競争力の強化や地域活性化の観点から、円滑な物流の確保や交流人口の拡大による産業・観光の振興を図るため、スマートインターチェンジの整備や割引制度の拡充など、高速道路の利用を促進する施策を講ずること。

なお、利用促進施策の実施に当たっては、今後の高速道路整備や維持更新に支障を及ぼすことのないよう必要な財源を確保すること。

また、フェリー等の公共交通機関に影響を及ぼすおそれがある場合は、十分な対策を講ずること。

### 3 地域高規格道路等の整備促進

地域高規格道路や主要な国道・地方道は、大規模災害時における緊急輸送道路や迂回路としての役割を担うことはもとより、高速道路ネットワークと一体となって渋滞の解消や地域の交流・連携の強化を図り、物流の活性化や交流人口の拡大、広域的な交通拠点である空港・港湾等へのアクセス性の向上に資することから、その整備促進を図ること。

また、平成31年4月に、全国3万5千キロの供用中道路が「重要物流道路」として指定され、さらに今年度中に事業中及び計画中の路線が指定されることとなっている。この指定・整備にあたっては地域の意見を反映するとともに、重要物流道路の代替・補完路も含めて補助事業等による重点支援を行うこと。

### 4 道路整備予算の確保

高速道路ネットワークの早期整備や地域高規格道路等の整備促進のため、新たな財源を創設するとともに、必要となる予算の総額を確保した上で、整備が遅れている地方に重点配分すること。

### 5 高速鉄道網の整備

災害に強い国土づくりを進めるとともに、鉄道機能をより発揮するため、北陸新幹線の今後の整備の進捗などもにらみ、山陰における新幹線も含む高速鉄道整備に向け、調査のための予算措置など具体的な取組を推進するとともに、並行在来線の取扱いの見直しも含め、検討を行うこと。

### 6 地方鉄道の維持、高速化・快適化

(1) 平成30年7月豪雨により被災した鉄道施設について、住民生活の回復や被災地域への物資輸送や移動手段の早期確保のため、早期復旧や交通円滑化に向けた支援を行うこと。

(2) 地方鉄道の廃止は、当該地域の住民の日常生活や経済活動に大きな影響

を与えることが懸念される。

このため、鉄道事業者の届出により事業廃止できる現行の鉄道事業法制度について検証し、地方創生の取組が進められている間などの特別な事情に配慮した措置を講ずること。

また、地方鉄道の維持、活性化のため、地方鉄道の高速化、快適化に向けた国の助成制度の拡充を行うこと。

## 7 地方空港への航空路線網の維持・拡充

- (1) 首都圏をはじめとする大都市圏と地方との航空網の確保により、利便性と流動性を高め、観光振興や産業振興により地方経済の再生可能な環境を整備すること。
- (2) 今後さらなる増加が期待される訪日外国人旅行者の地方への周遊性を高めるため、大都市圏及び国際空港から地方への航空ネットワークを構築するとともに、地方空港における訪日外国人旅行者の受入環境の一層の充実を図ること。
- (3) 韓国からのインバウンド旅客の急減や、航空路線の休航という課題を乗り越えるため、国際路線の多角化に向けて、緊急に支援すること。

## 8 港湾の整備促進等

- (1) 中国地方における産業の国際競争力強化に資する物流基盤の充実を図るため、国際拠点港湾及び重要港湾の整備拡充を図るとともに、緊急かつ円滑に港湾整備を促進すること。
- (2) 大型船舶による資源等の一括大量輸送を可能とすることで低廉かつ安定的な輸送を実現することにより、瀬戸内地域の産業全体の競争力強化、ひいては、我が国産業全体の底上げに資するため、国際バルク戦略港湾選定港の施設整備、国負担割合の嵩上げ及び諸規制の緩和等を、地方の意見や実情に十分配慮しながら計画的に推進するとともに、すべての国際バルク戦略港湾選定港を「特定貨物輸入拠点港湾」に指定し、支援措置の拡

充を図ること。

- (3) 北東アジアゲートウェイとしての役割を担う日本海側港湾の機能強化は、我が国の国際競争力の強化及び観光立国の実現に寄与することが期待され、特に日本海側における国内海上輸送網の整備は、中国地方の物流の効率化や瀬戸内地域のリダンダンシーの確保などが期待される。

については、中国地方の産業競争力の強化に大きな役割を果たす日本海側拠点港の機能充実・強化を図ること。

- (4) 近年、中国地方へのクルーズ船の寄港数増加は、インバウンドによる地域経済への大きな効果をもたらしており、観光・交流の拠点としての港湾機能の強化が不可欠なものとなっている。

については、クルーズ船の受入や港湾における観光・交流の拠点機能強化を図るため、港湾へのアクセスの充実強化とともに、ターミナル整備や旅客の円滑な受入のための環境整備等ハード・ソフト両面における取組を推進すること。

## 9 ヒアリ等の対策の推進

- (1) 毒性の強い特定外来生物のヒアリやアカカミアリ等の定着の防止に向け、国は関係省庁の連携により、通関の前後にとらわれず、侵入初期段階での立入検査を含む徹底防除及び拡散防止のための追跡調査等の対策について、主体的かつ積極的にこれを実施すること。

また、地方と連携した効果的かつ恒久的な体制を構築し、地方が実施する防除や拡散防止対策等について、必要な支援を継続して行うこと。

- (2) 海外からの輸送中における調査や駆除など、国内の港湾等へ貨物を陸揚げする以前に防除措置を行う体制の整備をすること。

- (3) 海外のヒアリ等の定着国のうち、日本との定期貨物航路等を有する国に対し、当該国内における防除対策及び貨物輸出の際の点検、駆除等の徹底について、強く要請すること。

令和元年10月21日

中国地方知事会

鳥取県知事	平	井	伸	治
島根県知事	丸	山	達	也
岡山県知事	伊	原	木	隆
広島県知事	湯	崎	英	彦
山口県知事	村	岡	嗣	政

# 日米貿易協定及び豚コレラなど家畜伝染病に対応した 農林水産業対策の強化について

TPP11及び日EU・EPAの発効2年目への突入に加え、農畜産物の輸出大国である米国との「日米貿易協定」締結など、かつてない農産物市場開放時代を迎える。こうしたことを背景に、国内農林水産業、特に畜産分野を中心とした影響が懸念されることから、農林漁業者は大きな不安を抱いている。

また、昨年9月に国内で26年ぶりに発生した豚コレラは、本年9月、関東地方で初めて発生した埼玉県を含め、8府県で約14万頭が殺処分されるなど甚大な被害をもたらし、今般、国は飼養豚への予防的ワクチン接種を決断した。一方で、感染した野生イノシシの頭数や地域が近畿地方まで拡大しており、刻一刻と中国地方への侵入の脅威が迫っている。さらに、本年9月、アフリカ豚コレラが初めて韓国で発生するなど、アジア各地で感染が拡大しており、日本国内への侵入リスクが高まっている。中国地方の養豚業も、これまでに経験したことのない家畜伝染病の感染拡大に対する危機感を一層強めている。

については、今後とも、農林漁業者が将来に向けて、安心して持続的に生産活動等を行うとともに、国内農林水産業の国際競争力強化、さらには国産農林水産物の安定供給、ブランド力の向上等を図るため、次の項目について国の責任の下、緊急かつ強力な取組を行うよう強く要望する。

## 1 国内農林水産業の国際競争力強化

- (1) 日米貿易協定が締結に至ったことから、合意内容はもとより、国内農林水産業への影響等について、農林漁業者も含め、引き続き政府による丁寧な説明を行うとともに、国内農林水産業への影響を阻止するため、国際競争力の強化や生産コストの削減を早急に進めるよう、畜産クラスター事業、産地パワーアップ事業、スマート農業関連実証事業及び水産物輸出拡大関連事業など、現場のニーズの高い対策について、十分な予算を確保するなど、万全な対策を講ずること。
- (2) 和牛の精液・受精卵の海外流出や不適切な流通を防止するなど、和牛遺伝資源保護に向けた実効性のある法律を整備するとともに、和牛遺伝子の厳格管理に必要な対策予算を確保すること。

## 2 豚コレラなど家畜伝染病の被害防止対策の強化

- (1) 豚コレラの蔓延防止に向けた「ワクチン接種推奨地域」での飼養豚への予防的ワクチン接種について、国が責任をもって都道府県の意向を十分に踏まえながら進める仕組みとするとともに、ワクチン接種推奨地域については、野生イノシシの感染状況等を踏まえ、隣接県において予防的な対応が可能となるような設定を行うこと。  
また、ワクチン接種に係る経費について国が全額を負担すること。
- (2) 豚コレラに感染した野生イノシシの発生県周辺での封じ込めを徹底し、豚コレラのまん延を防止するため、国が主体となり、野生イノシシの経口ワクチンベルトの形成や散布地域の拡大に伴い必要となるワクチン数量の確保に取り組むとともに、野生イノシシの捕獲圧を高めるなどの取組を更に強化すること。
- (3) アジアで感染拡大しているアフリカ豚コレラのほか、高病原性鳥インフルエンザなど家畜伝染病の国内侵入を防止するため、国際線が就航する地方空港やクルーズ船等が寄港する海港での検疫体制強化など水際対策を徹底すること。

令和元年10月21日

中国地方知事会

鳥取県知事	平井伸治
島根県知事	丸山達也
岡山県知事	伊原木隆太
広島県知事	湯崎英彦
山口県知事	村岡嗣政

## 地域医療の確保について

将来を見据えた地域の医療体制の確保のため、地域医療構想の推進について地域医療構想調整会議で議論を進めている中、令和元年9月26日、厚生労働省は、公立・公的医療機関等について再編統合等の再検討を求めるとして、全国424の具体的な病院名を公表した。

地域医療構想の推進は必要であり、各自治体立病院も一層の経営改善と機能分化を進めていかなければならないが、地域により公立・公的医療機関等の果たす役割は異なることから、全国一律の基準により分析したデータだけで再編統合を推進することは適切ではなく、結果として地域の住民の不信を招いており、厚生労働省の進め方に関しては強い懸念を覚える。

また、現状の地域医療体制は医師・看護職員など医療従事者の不足や偏在が解消されず、危機的状況にある。

都道府県は今年度、改正医療法に基づき、国が示す医師偏在指標により区域や目標医師数を設定した上で、医師の偏在対策を目的とする医師確保計画を策定することとされているが、医師偏在指標は、限られた一定の条件で全国を相対的に比較したものであり、地域に必要な医療提供体制を十分に捉え切れていない。

目標医師数についても、地方が必要としている医師数とかい離しており、これらを用いた医師偏在対策の手法では、へき地医療の確保など各県が取り組む医師確保対策が抑制され、ともすれば後退するのではないかという、強い危機感を持つものである。

住民が地域で安心して生活するためには、地域医療構想の推進と医師確保対策を一層推進し、地域医療を確保していくことが必要不可欠である。在宅医療の充実が前提となる地域包括ケアシステムの構築のためにも、将来にわたり地域の実情に応じた実効性のある施策が推進されるよう、次の事項について強く要請する。

### 1 地域医療構想の実現

厚生労働省は全国一律の基準による分析のみで、地域の個別事情を踏まえずに再編統合等の再検討を求める全国424の具体的な公立・公的医療機関等のリストを公表したが、地域医療構想の実現など地域医療の確保については、個々の病院及び地域の個別事情を十分踏まえる必要があることから、地方とも丁寧に協議をしながら実効性のある支援を進めるとともに、それぞれの地域の実情に応じて創意工夫できるよう十分な財政的支援措置を講じること。

## 2 医師確保対策の推進

(1) 医療法の改正において、都道府県による「医師確保計画」の策定等が盛り込まれたが、現在、国から示されている医師偏在指標や目標医師数、これらを用いた医師偏在対策の手法について、地理的条件や診療科の偏在等、地域の実情を十分に反映するものとなるよう、見直しを行うこと。

また、都道府県が医師偏在指標や目標医師数を検証できるよう、算定方法や基礎数値を明らかにすること。

(2) 医学部臨時定員については、機械的に推計した将来の必要医師数のみを根拠に検討するのではなく、医師の地域偏在、特定の診療科における顕著な医師不足の実態及び医師の高齢化の進展など、地域医療の実態を十分に把握した上で、その必要性について慎重に議論する必要がある。

こうした議論を踏まえながら、大学が地域と連携して医師不足地域に必要な医師を育成・派遣する役割を果たすことができるよう、地域に必要な医師が十分に確保されるまで医学部臨時定員増を延長すること。

また、都道府県から大学への地域枠・地元出身者枠の設置・増員の要請は、医師偏在指標に基づく区域設定にかかわらず、地域の実情に応じて対応できるようにすること。

併せて、奨学金制度については、診療科の偏在解消を目的とした地域枠の設置をはじめ、都道府県の実情に応じた制度設計ができるよう、地域医療介護総合確保基金の活用を含む財源の充実など、都道府県が地域の実情に応じた柔軟な医師の養成が行えるよう、国が責任を持って支援すること。

(3) 新専門医制度における都道府県別・診療科別の専攻医募集定員のシーリングは、全国一律に同じ算定方式を適用しており、地域の実情を反映したものとなっていない。このため、広大な県土に対し医師の絶対数が少ない地方において地域に必要な診療科ごとに専攻医の確保が困難になることから、シーリングの設定は大都市部を抱える都道府県にとどめ、地方への設定はしないこと。

(4) 現在の医療に係る仕組みは、診療報酬など医療費は一定の統制が行われている一方で、勤務地・診療科選択は医師個人の裁量に任されており、結果として収益が見込みやすい地域などに医師が集中するなどの構造的な

課題がある。

このことから、地域及び診療科の偏在解消に向け、中山間地域など医師が少ない地域や政策的ニーズの高い医療分野における診療報酬を含めたインセンティブの設定といった実効的な制度を創設するなど、国が医師偏在対策を主体的に検討すること。

(5) 奨学金の貸与を受けた医師や地域枠出身医師が今後増えていくことから、地域の医療機関においても充実した研修が受けられ、キャリアアップを図ることができるよう、研修環境や指導体制の充実に向けた支援策を講じること。

(6) 地域医療においては、総合的に患者を診る能力を有する医師が特に求められており、そうした医師を養成するため、大学におけるカリキュラムの充実など教育体制の強化を図ること。

また、地域医療を担う医師の重要性に鑑み、大学における地域医療教育カリキュラムの更なる充実を図ること。

(7) 地域の病院は大学からの医師派遣に大きく依存している。地域に必要な常勤医師の派遣など、大学医学部が建学の基本理念である地域医療の維持・向上に寄与することができるよう、国立大学法人制度のあり方も含め効果的な仕組みを構築すること。

(8) 医療法及び医師法の改正により、都道府県の役割が強化され、臨床研修病院の指定権限の移管や、大学への地域枠創設の要請、地域枠医師に対するキャリア形成支援を通じた医師偏在対策が求められているが、地方への影響が大きい制度改正については、事前に都道府県の意見を聞くとともに、迅速かつ継続的な見直しを行うこと。

また、都道府県が地域の実情に応じた柔軟な医師確保対策を実施できるよう、必要な財源を十分に配分し、責任を持って支援を行うこと。

### 3 地域医療介護総合確保基金の配分・柔軟な運用

(1) 将来の地域医療の提供体制を確保していくためには、病床機能の転換のみならず、地域医療再生基金で実施してきた医療従事者の確保対策や在宅医療を含む地域医療体制の整備が必要な地域もあることから、国は将

来にわたり十分な財源を確保し、地域の実情に応じた創意工夫ができるよう基金の配分を行うとともに、事業区分間での柔軟な運用を認めること。

- (2) 基金事業を円滑に実施するため、あらかじめ事業実施に必要な基礎的な額の配分を確保するとともに、基金の内示時期を前年度中に早めるなど、基金の配分に係る仕組みを見直すこと。

#### 4 地域医療提供体制の充実に向けた継続的な財源措置

医療提供体制推進事業費補助金は、例年交付率が低く、都道府県の超過負担が大きく生じている。当補助金は、救命救急センターをはじめ、周産期母子医療センター、小児救命救急センターなどの運営に充てられており、地域において良質かつ適切な医療を効果的・効率的に提供するために重要である。このため、事業が安定的に実施できるよう補助基準額どおりの交付が可能となる十分な予算額を確保すること。

特に、ドクターヘリについては、医師を速やかに救急現場に搬送し、初期治療を行うことにより、救急患者の救命率の向上や後遺症の軽減に大きな成果をあげており、広域救急医療にとって極めて重要な存在であることから、必要な予算額を確保すること。

#### 5 医師等の働き方改革の推進

- (1) 医師不足の地域や診療科の勤務医に対する処遇改善等を図るための支援策を講じること。
- (2) 女性医師の出産・育児による離職を防止するとともに復職を支援し、仕事と育児が両立できるように、必要な財源措置も含めた就労環境の整備・充実に努めること。
- (3) 看護職員や薬剤師の養成、離職防止、再就業促進等の取組に対する財政支援の充実など、地域医療を支える看護職員等の安定的な確保対策を講じること。

- (4) 勤務医・看護職員の過重勤務解消に向け、医療の現状や医療機関毎の役割等について、受療者である国民の理解と協力を得るための広報・啓発を強化すること。
- (5) 介護職の認知度向上・イメージアップや離職防止を図る取組への財政支援の充実など、介護職員の安定的な確保対策を講じること。
- (6) 医師の働き方改革については、地域医療への影響等を十分考慮した上で、適正な過渡期を設けるなど、地域医療の崩壊を招くようなことにならないよう推進するとともに、都道府県が担う役割については十分意見を聞いた上で、制度設計を行うこと。

## 6 地域医療確保に関する国と地方の協議の場の継続開催

地域医療構想の推進、医師の地域偏在対策、医師の働き方改革を三位一体で推進していく総合的な医療提供体制改革を、国と地方が共通の認識をもって推進していくため、地域医療確保に関する国と地方の協議の場を継続的に開催し、地方の意見を聞くこと。

また、都道府県単位での丁寧な説明会を行うとともに、地方の意見を確実に地域医療確保施策に反映させること。

令和元年10月21日

中国地方知事会

鳥取県知事	平	井	伸	治
島根県知事	丸	山	達	也
岡山県知事	伊	原	木	隆
広島県知事	湯	崎	英	彦
山口県知事	村	岡	嗣	政

## がん対策の推進について

がんは、全国はもとより中国地方においても、死亡原因の第1位であり、がんによる死亡数は、心疾患や脳血管疾患によるものが横ばいであるのに対し、増加傾向にあることから、依然として、国民の生命と健康にとって大きな課題となっている。

国においては、「がん対策基本法」を策定し、がん対策の総合的かつ計画的な推進を図るため、「がん対策推進基本計画」を策定して、各種取組が推進されたが、平成19年度からの10年間の目標である「がんの年齢調整死亡率（75歳未満）の20%減少」については、達成されず、原因として、喫煙率やがん検診受診率の目標値が達成できなかったこと等が指摘されている。がんの年齢調整死亡率（75歳未満）を着実に低下させていくためには、がんにかかる国民を減らすことが重要であり、予防のための施策を一層充実させていくことが必要である。

加えて、がんにかかった場合にも、早期発見・早期治療につながるがん検診は重要であり、その受診率を向上させていくことが必要である。

一方、各地域でがん対策を着実に進めるためには、がん診療の拠点となるがん診療連携拠点病院等の指定を進めていく必要があるが、医療従事者等の不足のため、がん診療連携拠点病院等の指定要件の充足が困難な医療機関があり、地域の実態に即した弾力的運用が必要である。

また、「がん登録等の推進に関する法律」に基づく全国がん登録については、平成28年1月から開始されたが、地方自治体における事務や全ての病院が行う届出等の実務が円滑に実施されるためにも、より一層の登録業務従事者の人材育成等の体制整備及び適切な財源措置が必要である。

以上のことから、次の項目について、一層の取組を強く要望する。

### 1 がん予防・早期発見の推進

- (1) 効果的・効率的な受診勧奨を実施するために、特定健診と同様に、検診実施者の役割や検診対象者等を含む「がん検診の実施範囲」について、がん対策基本法に検診実施主体を明記するなど、法的に明確に位置付けること。

また、検診実施者間の情報共有が可能となるよう、法整備を行うこと。

- (2) 子宮頸がんの予防については、若い世代のがん検診の受診促進と、エビ

デンスに基づくワクチン接種に関する正しい知識の普及をあわせて行うことが効果的であることから、特に若い世代に向けたがん対策に積極的に取り組むとともに、都道府県の取組に対する専門的・技術的支援や、ワクチン接種についての正しい知識の普及に要する経費への財政的支援を行うこと。

## 2 がん医療の充実

- (1) がん診療連携拠点病院等の指定更新に当たっては、地域の専門的医療従事者の不足などの実情を踏まえ、弾力的運用を行うこと。
- (2) 平成28年1月から実施している全国がん登録について、長期にわたり安定した運用が図られるよう、医療機関の届出実務者の育成支援（指導者研修）など必要な体制整備及び財源措置を講じること。
- (3) がんゲノム医療を必要とする患者が、全国どこにいても、がんゲノム医療を受けられるよう医療提供体制を早急に整備すること。
- (4) がんの薬物療法や放射線治療を専門とする医師を育成するとともに、がんの手術療法を担う外科系の医師の育成及び確保を図ること。

令和元年10月21日

中国地方知事会

鳥取県知事	平井伸治
島根県知事	丸山達也
岡山県知事	伊原木隆太
広島県知事	湯崎英彦
山口県知事	村岡嗣政

## 参議院議員選挙における合区の解消について

我が国では、初めての近代的憲法である大日本帝国憲法の制定にあわせて府県制が整備されて以降、都道府県が住民の意思や意見を集約する民主主義の基盤としての役割を担ってきた。

こうした背景のもと、参議院においては、創設時から一貫して都道府県を単位として代表を選出し、地方の声を国政に届けるという重要な役割を果たしてきたところである。

しかし、平成28年7月の参議院選挙において、憲政史上初めて「合区選挙」が実施され、「投票率の著しい低下」など、様々な弊害が顕在化した。特に、自県を代表する議員を選出できなかった県民からは、大きな失望の声が上がり、国民の参政権にも大きく影響を及ぼす事態となった。

全国知事会をはじめとする「地方六団体」は、この事実を重く受け止め、全ての団体において「合区解消」や「参議院選挙制度改革」に関する決議を行うなど、地方の切実な思いを国に訴えてきたところである。

その結果、平成30年7月18日に成立した改正公職選挙法により、「各都道府県の代表が選出されない事態を回避する」という緊急避難措置が講じられたものの、合区の解消には至っていない。

このような中、去る7月21日に2度目となる合区選挙が実施され、徳島県は全国最低の投票率38.59%を記録するとともに、前回最下位だった高知県を除き、鳥取県、島根県、徳島県の3県では、過去最低の投票率を更新する結果を招くなど、合区に起因する弊害はさらに深刻度を増している。

合区制度では、合区した二つの県の間で利害が対立するような問題が生じた場合、国政に両県民の意思を反映していくことが難しくなるとともに、合区された選挙区では、有権者にとって候補者を知る機会が少なくなるなど、投票環境が著しく悪化するという問題がある。こうした問題は今回講じられた緊急避難措置をもってしても解決されず、また、今後、大都市部と地方部における人口偏在の拡大や一票の較差是正がさらに進めば、合区対象県は4県にとどまらず、さらに拡大していく可能性がある。

このような我が国の民主主義の根幹を揺るがす合区制度の固定化はもとより、合区対象地域のさらなる拡大を絶対に許してはならない。

平成29年9月の最高裁判所判決は、政治的なまとまりである都道府県の意義、実体等の要素を踏まえた選挙制度を構築することを否定していない。

各都道府県から少なくとも1人の代表が選出され、地方の多様な意見が国政にしっかり反映されるよう、十分な国民的議論のもと、憲法改正等の抜本的な対応により合区を確実に解消することを強く要求する。

令和元年10月21日

中国地方知事会

鳥取県知事	平	井	伸	治
島根県知事	丸	山	達	也
岡山県知事	伊	原	木	隆
広島県知事	湯	崎	英	彦
山口県知事	村	岡	嗣	政